

坂監公表24第 2号

住民監査請求（平成24年度1号請求）に係る勧告に対する措置について

住民監査請求に係る勧告に基づき、坂出市長が講じた措置について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により公表します。

平成24年8月22日

坂出市監査委員 本 多 聰

坂出市監査委員 松 田 実

坂税第455号  
平成24年8月21日

坂出市監査委員 本多 聰 殿  
坂出市監査委員 松田 実 殿

坂出市長 綾 宏

住民監査請求に基づく勧告に係る措置について（通知）

平成24年7月6日付坂監24第37号にて勧告のありました事項につきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1. 必要な措置を講ずることとされた事項

市が本件建築物に対し固定資産税を賦課徴収していないことは、違法又は不当に公金の賦課徴収を怠るものであると判断し、その怠る事実の是正を図る適正な措置を60日以内に講ずることを勧告する。

2. 措置の状況

固定資産税は、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の固定資産の所有者に対し課する、と規定していることから、当該固定資産を評価し、勧告のとおり、地方税法に則り、適正な賦課徴収に努めていくこととした。

### 3. 措置の内容

(1) 本件建築物

(ア) 市内Aの敷地上の2棟の建築物

(イ) 市内Bの敷地上の4棟の建築物

(2) 固定資産課税台帳の登録及び納税通知書の発送

平成24年8月7日に課税台帳に登録

平成24年8月20日に納税義務者へ納税通知書の発送

(3) 納税義務者 2法人

(4) 課税年度

(ア) 平成23年度 ～ 平成24年度

(イ) 平成19年度 ～ 平成24年度